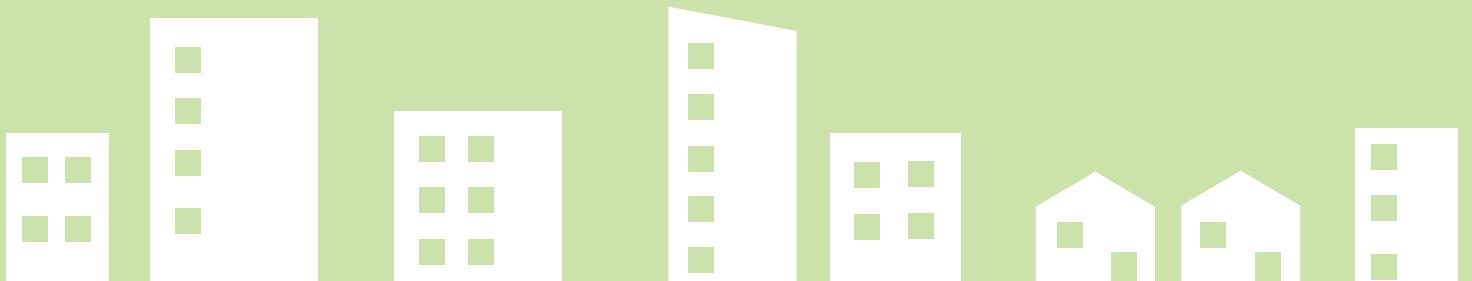


# 目黒区 移動等円滑化促進方針 及び バリアフリー基本構想

～だれもが暮らしやすく  
優しさと思いやりのあふれるまち めぐろ～

概要版



令和4年3月  
目黒区



# 第1章 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の改定

## 改定の背景と目的

目黒区では、バリアフリー法に基づき、平成24年3月に旧構想を策定し、区内のバリアフリー化を推進してきました。

バリアフリー法の改正、障害者差別解消法の制定、これまでの事業進捗等を踏まえ、事業者・区民との連携・協力のもと効果的な施策を展開するため、新たな計画を定めます。

### ▼ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び バリアフリー基本構想の策定

#### 旧構想からの改定のポイント

- 新たに以下の2つの計画を定める
  - ①移動等円滑化促進方針（マスタープラン）
  - ②バリアフリー基本構想
- 祐天寺駅周辺地区と学芸大学駅周辺地区を新たに重点整備地区として追加
- 新しい名称は旧構想の「交通」の文言を削除

## 方針及び構想の位置付け

目黒区基本構想・基本計画、目黒区都市計画マスタープランを踏まえ、区のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。



## 目標年次（計画期間）

まちづくりや市街地の基盤整備は計画から完了までに長い年月を要するため、計画期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度の10年間とします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	～
目黒区基本計画	2022(R4)～										
目黒区都市計画マスタープラン		2023(R5)～									
目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想			2022(R4)～2031(R13)								

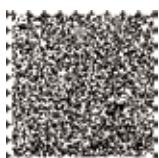
# 第2章 バリアフリー化に関する現状と課題

## バリアフリー化に関する区の現状

- 人口・高齢者数は、令和3年3月に実施した将来人口推計では、今後も微増傾向が続き、令和22年度をピークに減少に転じると予測しています。
- 区内及び区周辺に位置する13駅のバリアフリー化はおおむね完了しており、全ての駅で1以上のバリアフリールートの確保が行われています。
- 駅周辺の放置自転車等の台数、撤去台数は、条例に基づく撤去事業の成果により、減少傾向にあります。
- 「目黒区無電柱化推進計画」に基づき、整備計画路線の計画的な無電柱化を進めています。

## バリアフリー化の課題

- 1. 当面の人口微増、将来的な人口減少を見据えた整備の実施
- 2. 事業全体は一定程度進捗しているが、主体別の進捗状況の整理が必要
- 3. 心のバリアフリー、情報のバリアフリーのさらなる対応が必要



## 第3章 目黒区が目指すバリアフリー化（移動等円滑化促進方針）

### 区全体のバリアフリー化の方針

バリアフリー化の課題を踏まえ、目黒区が目指すバリアフリー化の方針を定めます。

#### ①経路のバリアフリー化

- 歩行空間のネットワーク化  
→生活関連施設・主要施設間のバリアフリーネットワークの形成
- 安全な歩行空間の確保  
→段差、劣化の解消など
- 移動を支援する施設・設備の整備  
→点字ブロック、案内標識など

#### ③心のバリアフリーの推進

- 施設設置管理者による職員などへの教育及び利用者への介助支援の実施  
→職員の研修・教育の充実など
- 区民の教育啓発事業の推進  
→情報提供、活動の機会の提供  
自転車利用のルール・マナー啓発など
- 子どもへの教育啓発事業の推進  
→学校教育における取組など

#### ②施設のバリアフリー化

- 駅のバリアフリー化  
→バリアフリールートの確保など
- バスのバリアフリー化
- 都市公園等のバリアフリー化
- 建築物のバリアフリー化

#### ④目黒区の広域生活拠点及び地区生活拠点の一体的なバリアフリー化

- 区内及び区周辺に位置する13駅周辺を重点的かつ一体的にバリアフリー化
- 都市計画マスターplanにおける広域生活拠点・地区生活拠点の方向性とあわせた取組

### 移動等円滑化促進地区の設定

都市計画マスターplanにおける「広域生活拠点」「地区生活拠点」の位置付け、旧構想における考え方を基本とし、区内及び区周辺に位置する13駅を中心とする半径500mの範囲を「移動等円滑化促進地区」に位置づけます。

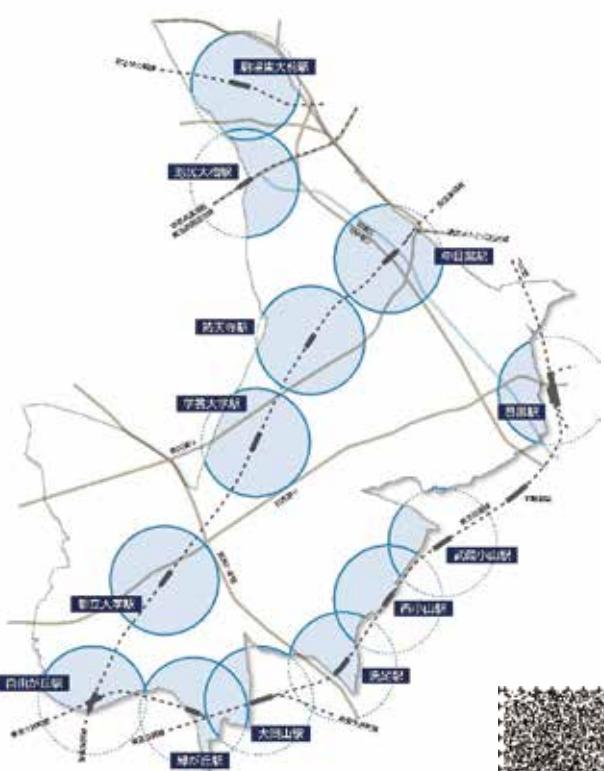
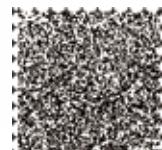
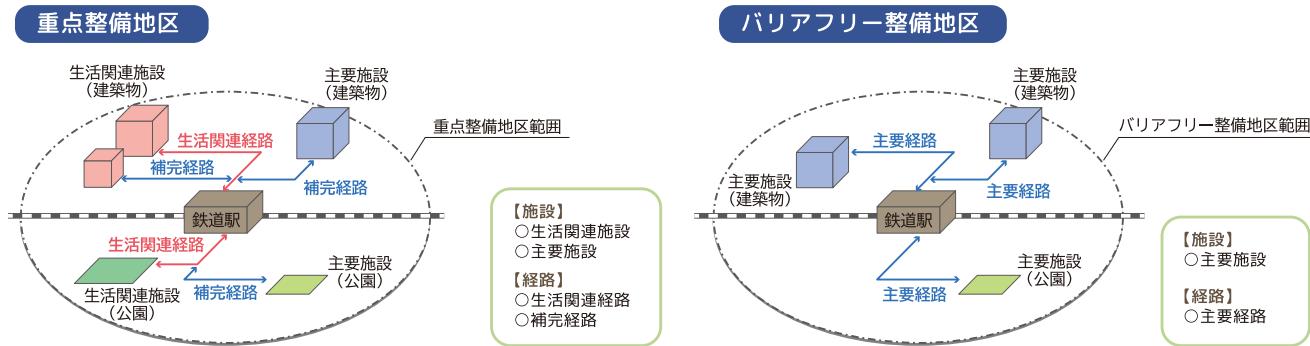


図 移動等円滑化促進地区



## 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

生活関連施設は、不特定多数の高齢者・障害者などの利用が考えられる施設を設定するもので、生活関連経路はこれらの生活関連施設間や駅との間を移動するために設定するものです。

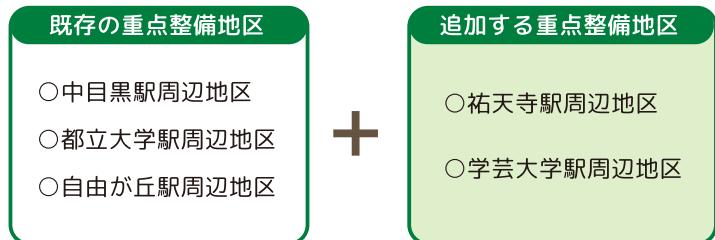


## 重点整備地区の選定

重点整備地区は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区としてバリアフリー基本構想に定める地区です。

既存の重点整備地区3地区は引き続き指定します。

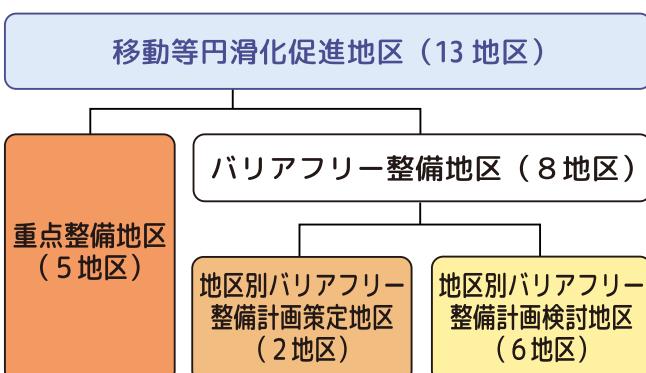
また、まちづくりの動きが活発化している2地区を重点整備地区に追加します。



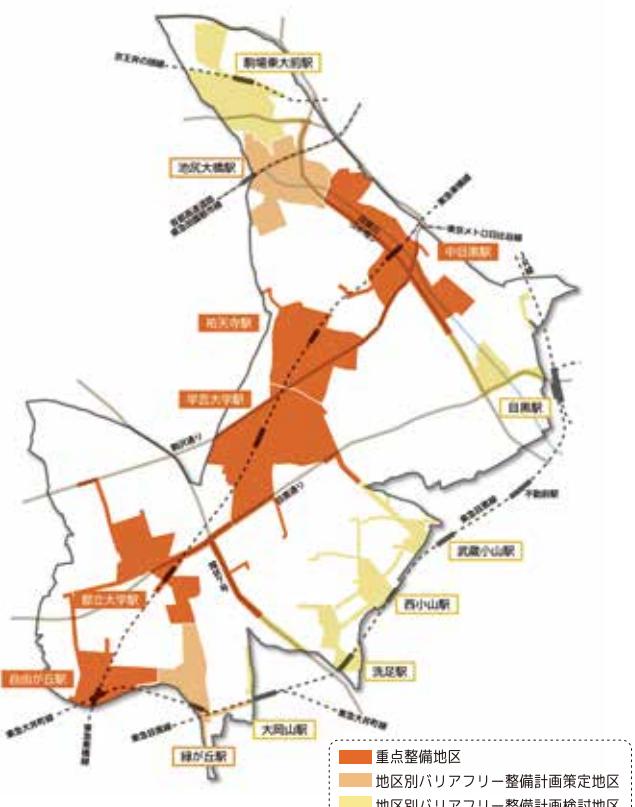
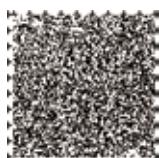
## 第4章 地区別のバリアフリー化の促進（バリアフリー基本構想）

### 地区別のバリアフリー化の進め方

重点整備地区、バリアフリー整備地区（地区別バリアフリー整備計画策定地区、地区別バリアフリー整備計画検討地区）の地区ごとの基本方針を定め、バリアフリーの取組を推進します。



※今後、まちづくりの進捗にあわせてバリアフリー整備計画を検討する予定です



## 地区別のバリアフリー基本構想

地区ごとに次の事項を定め、バリアフリー化の方針や、バリアフリー化すべき施設や経路を示し、取組を進めていきます。

項目	内容	重点整備地区 策定地区 検討地区	項目	内容	重点整備地区 策定地区 検討地区
ア 概況	駅や駅周辺の主要な施設の立地状況、駅周辺の道路等の状況	● ● ●	力 構想図	地区の区域、各施設や経路の位置	● ● ●
イ 主な課題	バリアフリー化にあたっての課題	● ● ●			
ウ バリアフリー化の方針	バリアフリーネットワークを形成すべき経路 駅や道路、交通安全施設等について、バリアフリー化の方針	● ● ●	特定事業	生活関連施設等を対象としたバリアフリー化の事業 原則、令和13年度までに事業化（完了または着手）	●
エ バリアフリー化する施設	バリアフリー化する施設を示す ●生活関連施設 ●主要施設	● ● ● ●	主要事業	地区別バリアフリー整備計画策定地区において、計画に示す主な事業	●
オ バリアフリー化する経路	バリアフリー化する経路を示す ●生活関連経路 ●補完経路 ●主要経路	● ● ● ● ●	ク 補完経路事業 (優先整備路線)	補完経路を対象としたバリアフリー化の事業 原則、令和13年度までに事業化（完了または着手）	●

## 主な事業

個別の事業は、地区ごとの課題やバリアフリー整備の状況を踏まえて設定しています。

各地区の状況や、まちづくりの動きを踏まえながら、今後、主体別に特定事業計画を作成していただき、事業を進めています。

事業	主な内容	実施主体
公共交通特定事業	○駅のバリアフリー設備の適切な利用の推進 ○職員等による役務の提供や介助支援の更なる充実 ○バス停に上屋・ベンチの設置	事業者
道路特定事業	○道路整備にあわせた歩道整備 ○歩道の安全な歩行空間の確保 ○交差点部の安全対策 ○無電柱化の推進	東京都 目黒区 等
交通安全特定事業	○バリアフリー対応信号機の設置 ○横断時の交通安全対策の推進	警視庁 等
その他の事業	○主要施設のバリアフリー化・点字ブロック等の設置 ○総合案内板、誘導・案内施設の設置 ○看板や商品の歩道へのみ出しの抑制 ○放置自転車対策の実施	東京都 目黒区 等
補完経路事業 (優先整備路線)	○車道と路側帯の色分け等による安全な歩行空間の確保 ○歩道の段差解消、勾配改善	目黒区 等



# 地区別の取組内容

## 区全体で実施する事項

### ●公共交通（駅、バス）

- ・プラットホームの転落防止対策
  - ・バリアフリー設備の適切な利用の推進
  - ・職員などによる役務の提供や介助支援のさらなる充実
  - ・ノンステップバスの導入
  - ・バス停に上屋、ベンチの設置
- など

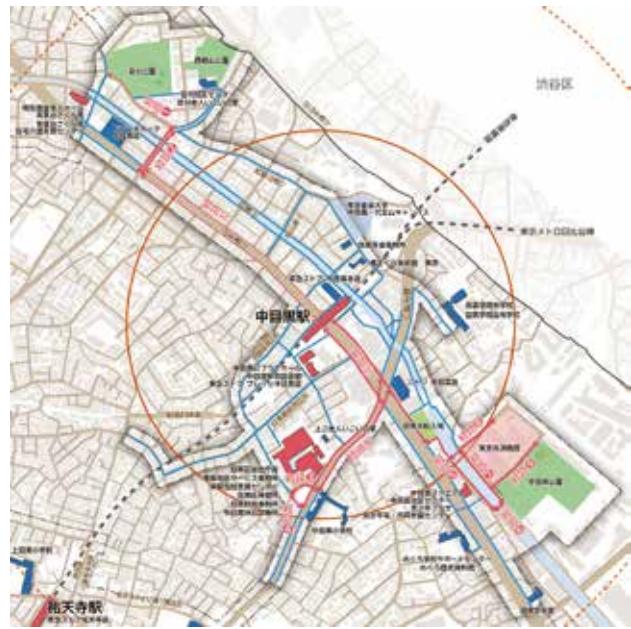
### ●道路・交通安全・その他

- ・自転車走行環境の確保による歩行者の安全性の向上
  - ・バリアフリー対応信号機の設置
  - ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - ・看板や商品の道路へのはみ出しの抑制
  - ・無電柱化
- など

### ●今後のバリアフリー整備の検討

- ・関連する各種事業の機会を捉えた一体的なバリアフリー化の推進
  - ・近接する地区との経路の接続の配慮
  - ・隣接区との協議・調整
- など

## 中目黒駅周辺地区



- 山手通り、駒沢通り等を生活関連経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 山手通りの拡幅整備にあわせた歩道整備、歩行空間の連続性確保
- 山手通りから菅原公園や西郷山公園までの歩行環境の改善など

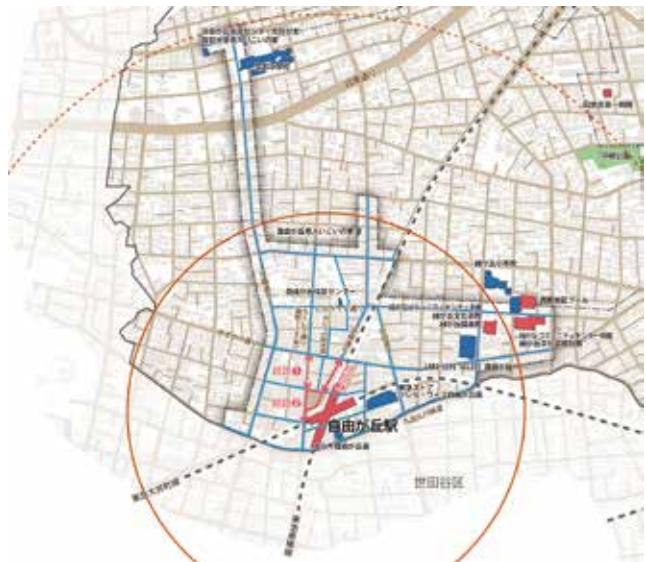
## 都立大学駅周辺地区



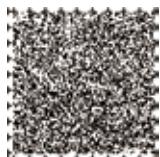
- 柿の木坂通りを生活関連経路、中根小通り、呑川本流緑道、呑川柿の木坂支流緑道等を補完経路とし、歩行空間・各施設間のバリアフリーネットワークを形成
- 無電柱化整備にあわせた柿の木坂通りの歩行空間の安全性確保

- 主要な施設を結ぶ経路の歩行空間の安全性確保

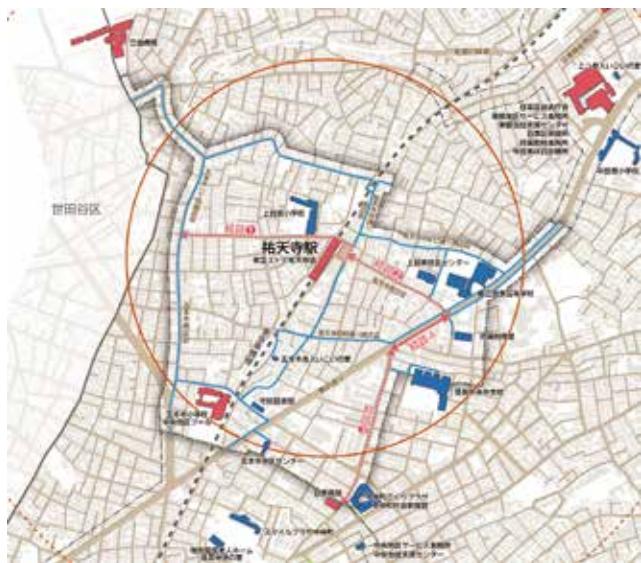
## 自由が丘駅周辺地区



- 駅正面口駅前広場、女神通り、カトレア通りの一部を生活関連経路、駅周辺に広がる商店街等を補完経路とし、歩行空間・各施設間のバリアフリーネットワークを形成
- 補助127号拡幅整備の際に歩道や交通安全施設を整備
- 地区計画と整合を図った歩行空間の整備
- 再開発事業の進捗やまちづくりの進展の状況と連携した、地区の一体的なバリアフリー化の推進など

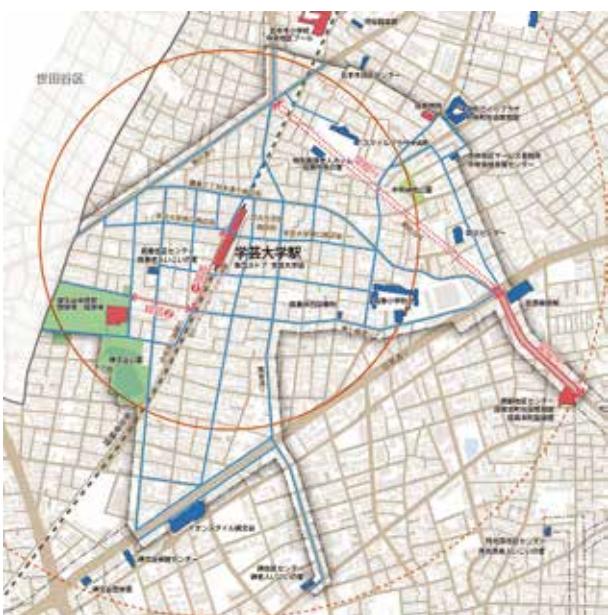


## 祐天寺駅周辺地区



- 駅前広場の再整備にあわせ、歩いて楽しめるまちづくり
- 駅周辺の商店街、主要な経路の歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 祐天寺駅周辺地区整備計画に基づく事業の実施等、地区内の各プロジェクトと連携した一体的なバリアフリー化の推進 など

## 学芸大学駅周辺地区



- 各施設を結ぶバリアフリーネットワークを形成
- 駅周辺の商店街等の安全な歩行空間の確保
- 補助 26 号完成後を見据え、学芸大学駅周辺地区整備計画やあんしん歩行エリア形成事業計画等、地区内の各事業と連携した一体的なバリアフリー化の推進 など

## 池尻大橋駅周辺地区

- 駅周辺の商店街、玉川通りを軸に歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 大橋一丁目周辺地区整備計画を考慮したバリアフリー化の推進 など

## 緑が丘駅周辺地区

- 中根小通り、緑道、商店街等の歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 駅周辺の歩行空間の確保、公共交通機関へのアクセスの安全性と利便性を向上 など

## 駒場東大前駅周辺地区

- 南北方向の軸（駒場公園～駅～淡島通り）、東西方向の軸（商店街）を中心とした歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 国家公務員駒場住宅跡地の活用等の動きを考慮したバリアフリー化の推進 など

## 目黒駅周辺地区

- 目黒通り沿いの商店街、目黒川河川管理用通路等の歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 区民センター見直しの取組における検討状況や、検討中の街づくりルール等、地区内の街づくりの動きを踏まえたバリアフリー化の推進 など

## 武蔵小山駅周辺地区

- 補助 26 号、補助 46 号、商店街等の歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を推進 など

## 西小山駅周辺地区

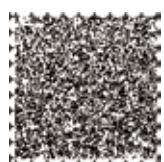
- 駅周辺の商店街、補助 46 号、中央体育館等、地区内の歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 西小山街づくり整備計画改定を考慮したバリアフリー化の推進 など

## 洗足駅周辺地区

- 駅周辺の商店街、洗足図書館等を結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- いちょう通りの無電柱化整備にあわせた歩行空間の安全性確保 など

## 大岡山駅周辺地区

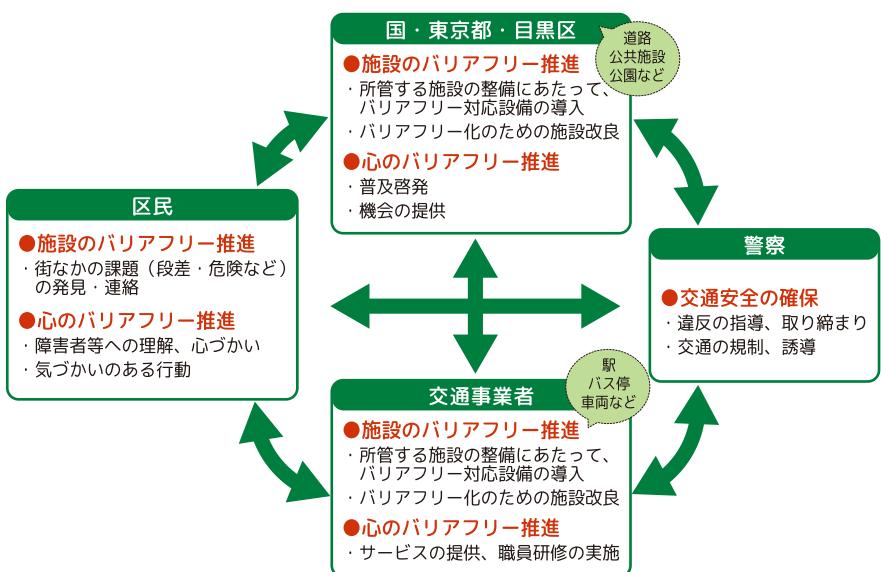
- 東京工業大学、商店街を結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成
- 関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を推進 など



## 第5章 バリアフリー化の実現に向けて

### 区民と施設設置管理者と区の役割分担

区は、施設設置管理者が円滑な事業実施を行うことができるよう、施設設置管理者及び高齢者・障害者などの情報交換・意見交換に努めます。また、区民・施設設置管理者・区が連携してバリアフリー化を進めることができるよう、本方針及び構想を広く周知するよう努めます。



### 本方針及び構想の推進

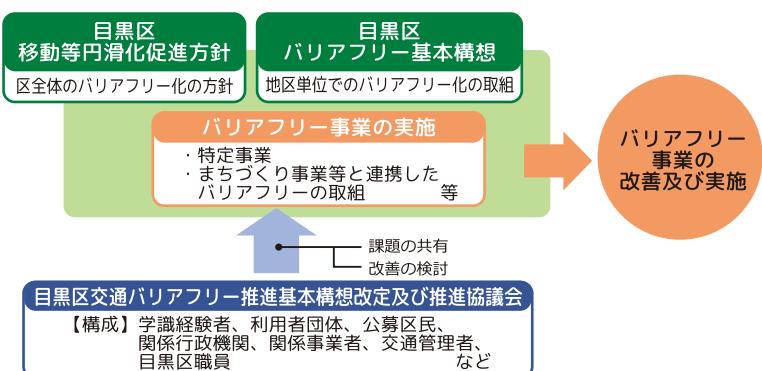
本方針及び構想の推進にあたっては、以下のとおり進めます。

1. 事業者との協働による事業推進
2. 各地区的バリアフリー化の推進
3. 方針及び構想の見直し

### バリアフリー事業の進行管理

バリアフリー事業の進行管理にあたっては、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定及び推進協議会」を継続し、特定事業計画等の内容やその進捗状況を定期的に確認する機会とします。

また、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化を進める取組・体制づくりを検討します。



### 目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想 概要版

発行年月：令和4年3月

発 行：目黒区

編 集：目黒区都市整備部都市計画課

〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9725(直通) FAX 03-5722-9338

業務委託先：株式会社創建

主要印刷物番号

3-52号